

平成30年9月 北海道胆振東部地震被害のお見舞いと特別措置について

平成30年9月6日に発生しました北海道胆振東部地震により、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。

学校法人甲子園学院では、被災された受験生の皆様に対し、入学金免除・授業料減免等の特別措置を講じることを決定いたしました。

以下に該当する方で特別措置を希望される場合は、記載事項を確認の上、それぞれの大学に出願の際に申請してください。

本学院といたしましては、被災されました皆様に少しでもお役に立ちたいと願っております。

記

1. 対象者

- (1) 平成31年度甲子園大学または甲子園短期大学の入学試験に合格し、入学予定の方の中で、当該地方の被災した地域（災害救助法適用地域）出身の受験生
 - (2) 平成31年度甲子園大学または甲子園短期大学の入学試験に合格し、入学予定の方の中で、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭われた世帯の受験生
- ※いずれも「罹災証明書（コピー可）」を提出してください。

2. 内容

- (1) 入学金（300,000円）を免除します。
- (2) 罹災状況により、原則として2年間または4年間（大学の編入学及び短大は1年間または2年間）、授業料の半額免除を致します。それぞれの入試担当部署にご相談ください。
- (3) 短期大学入学者で短大寮に入寮する場合、寮費を免除し、食費（月額30,000円）のみの費用とします。

※尚、大学入学者（女子）でも短大寮に入寮可能です。寮に関する詳細については、甲子園短期大学庶務課（0798-65-3300）までお問い合わせください。

※他の特典制度と重複して利用することはできません。（例）ファミリー入学制度等

3. 申出窓口

【甲子園大学入試企画室】

〒665-0006 兵庫県宝塚市紅葉ガ丘10-1

TEL：0797-87-2493（直通） FAX：0797-87-1022

【甲子園短期大学入試部】

〒663-8107 兵庫県西宮市瓦林町4-25

TEL：0798-65-3300（代表） FAX：0798-67-9101